

ご注意ください

最近の労働安全衛生法令の改正について 順次施行されていますので、確認をお願いします

□ 新たな化学物質規制が導入されます

～ 化学物質管理について、これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます ～

■ 安衛則の改正により、化学物質管理の仕組みが、特化則及び有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換されることとなりました。

■ 令和6年4月1日より施行される主な事項は以下の通りです。

- ◎ ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が追加されます。
- ◎ 濃度基準値が設定された物質を取り扱う屋内作業場では、労働者のばく露の程度を基準以下にすることが必要となります。
- ◎ 皮膚等障害化学物質への接触防止措置が必須となります。
- ◎ 化学物質を取り扱う事業場は、化学物質管理者の選任が必要となります。
- ◎ リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を着用させる場合は、保護具着用管理責任者の選任が必要となります。
- ◎ 作業環境測定結果が第三管理区分とされた場合の措置が強化されます。

■ 詳しい内容は、厚生労働省のホームページでご確認ください。➡



厚生労働省ホームページ

【 新たな化学物質規制への対応の流れ 】

Step1 ➤ 自社で取り扱っている化学物質又は化学物質含有製品の洗い出しを行う

- ➡ 使用していない ➡ 確認したものを記録しておくことが望ましい。
- ➡ 使用している ➡ Step2へ

Step2 ➤ SDSでリスクアセスメント対象物に該当する物質であるか確認する

- ◆ リスクアセスメント対象物は、SDSの「適用法令」欄に「名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)」「通知対象物質」等と表示されている。
- ➡ リスクアセスメント対象物に該当しない ➡ 確認したことを記録しておくことが望ましい。
- ➡ リスクアセスメント対象物に該当する ➡ Step3へ

Step3 ➤ 化学物質管理者を選任する ➡ Step4へ

- ◆ 監督署への届出は不要。氏名を掲示する等で周知する。
- ◆ 化学物質管理者の選任義務は、令和6年4月1日からとなっています。



職場のあんぜんサイト

Step4 ➤ リスクアセスメントを実施し、ばく露低減措置等を講じる

- ◆ 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「化学物質のリスクアセスメント実施支援」が便利です。
- ◆ クリエイトーシンプル法は、コントロール・バンディング法の手軽さで、ばく露推定値の算出、保護具対策の追加及び経皮吸収の危険性のリスク評価等が可能な手法となっています。

□ 金属アーク溶接等限定技能講習が新設されます

～ 令和6年1月1日から施行及び適用となります ～

令和2年の特化則の改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、令和4年4月1日からは溶接ヒュームを含む特定化学物質を取り扱う作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(以下「特化物技能講習」という)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされています。

現在、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていることを踏まえ、**令和6年1月1日より「金属アーク溶接等限定技能講習」が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする改正が行われます。**

なお、従来どおり、特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。



講習内容

講習科目	講習時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	1 時間
作業環境の改善方法に関する知識	2 時間
保護具に関する知識	2 時間
関係法令	1 時間

□ テールゲートリフター特別教育が義務化されます

～ 令和6年2月からテールゲートリフターの操作に係る特別教育が義務付けられます ～



長崎労働局HP
教育実施機関

令和6年2月1日より、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を行う労働者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る**特別の教育を行うことが必要になります。**

テールゲートリフターの操作の業務には、稼働スイッチの操作のほか、荷のキャストストップ等进行操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

また、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す等の作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいとされています。

なお、荷の積卸しを伴わない定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されたテールゲートリフター、介護用の車両に設置された車いすを対象とする装置等の操作の業務は対象外となります。